

山梨県公報

第千二百十九号

平成十三年

八月十六日

木曜日

目次

結核予防法に基づく医療機関の指定	四五九
結核予防法に基づく医療機関の廃止	四五九
県営土地改良事業計画書の写しの縦覧	四五九
換地計画の決定	四五九
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	四六〇

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	四六〇
大規模小売店舗の新設に関する届出	四六〇
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見	四六一
開発行為に関する工事の完了について(二件)	四六一
公安委員会	四六一
遊技機の型式の検定	四六一

告示

山梨県告示第三百六十九号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成十三年八月十六日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員 早川 勲

名 称	所 在 地
アロマ調剤薬局	中巨摩郡竜王町西八幡千九百九十七番地一
アロマ調剤薬局田富店	中巨摩郡田富町西花輪四千二百五十八番地六

株式会社まきおか薬局

宮本屋薬局上吉田店

東山梨郡牧丘町窪平二百九十二番地一

富士吉田市上吉田三千三百三十三番地二

山梨県告示第三百七十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。
 平成十三年八月十六日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員 早川 勲

名 称	所 在 地
アロマ調剤薬局	中巨摩郡竜王町西八幡千九百九十七番地一

山梨県告示第三百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(白根地区農村活性化住環境整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
 なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。
 平成十三年八月十六日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員 早川 勲

- 一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十三年八月十七日から平成十三年九月十三日まで
- 三 縦覧場所
白根町役場
- 四 異議申立期間
平成十三年九月十四日から平成十三年九月二十八日まで

山梨県告示第三百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営圃場整備事業（明野地区永井第二工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係
書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十三年八月十六日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員

早川

勲

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十三年八月十七日から同年九月十三日まで

三 縦覧場所

明野村役場

四 異議申立期間

平成十三年九月十四日から同年九月二十八日まで

山梨県告示第三百七十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、
軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十三年八月十六日

山梨県総合県税事務所長

坂本公仁

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
正栄産業株式会社	山梨県大月市富浜町鳥沢九八六番地 の一	平成十三年七月三十一日

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり
特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター
に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年八月十六日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員

早川

勲

一 申請のあった年月日 平成十三年八月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並
びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 地域資料デジタル研究会

2 代表者の氏名 小林是綱

3 主たる事務所の所在地 東八代郡石和町東高橋百三十三番地

4 定款に記載された目的

この法人は、文献資料ならびにデジタル資料の調査、収集、整理、保存、提供方
法等について研究、実践し、もって社会教育、まちづくり、文化、芸術等の振興等
の公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとお
り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター
に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年八月十六日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員

早川

勲

一 申請のあった年月日 平成十三年八月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並
びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 山梨水環境フォーラム

2 代表者の氏名 戸栗和広

3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡白根町上今諏訪八百五十番地の一

4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県民に対して、水環境に関する調査研究、教育啓発、政策提言
実施に関する事業を行い、地域環境の保全に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出が
あったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民

情報センターにおいて、この公告の日から平成十三年十二月十六日まで縦覧に供する。
平成十三年八月十六日

山梨県知事職務代理人
山梨県事務吏員 早 川 勲

氏名又は名称	住 所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	甲府市丸の内一丁目十六番四号
株式会社くろがねや 代表取締役 久田宗弘	甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(-) 名称 オギノ双葉店・くろがねや双葉店
(二) 所在地 北巨摩郡双葉町竜地字古氏神三千二百八十五番地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	甲府市丸の内一丁目十六番四号
株式会社くろがねや 代表取締役 久田宗弘	甲府市中小河原一丁目十三番十八号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成十四年三月十九日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
七千二百四十一平方メートル
- 三 届出年月日
平成十三年七月十八日

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により韮崎市から聴取した意見及び同条第二項の規定により意見を有する者から述べられた意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報セ

ンターにおいて、この公告の日から平成十三年九月十六日まで縦覧に供する。
平成十三年八月十六日

山梨県知事職務代理人
山梨県事務吏員 早 川 勲

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
1 名称 オギノ韮崎ショッピングセンター
2 所在地 韮崎市藤井町南下条二百番地
- 二 届出の内容及び公告日
1 内容 新設
2 公告日 平成十三年三月十六日
- 三 意見の概要
1 駐車需要の充足等交通に係る事項
2 歩行者の通行の利便の確保等
3 防災対策への協力
4 騒音の発生に係る事項

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十三年八月十六日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員 早 川 勲

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡敷島町島上条字村続三五一の一、三五二の一、三五二の七、三五三及び三五五の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
新潟県新潟市米山四丁目一番二十八号 株式会社 コメリ 代表取締役社長 捧賢

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十三年八月十六日

山梨県知事職務代理者

山梨県事務吏員 早川 勲

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
中巨摩郡田富町山之神字流通団地三〇三三の五の一部及び三〇三八の三
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡竜王町西八幡二千二百三十九番地一 株式会社 ディー・プラン 代表取締役 高城正男

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年八月十五日までとする。
平成十三年八月十六日

山梨県公安委員会

委員長 風間 善樹

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造業者又は輸入者名	
株式会社竹屋 代表取締役 竹内正博 愛知県春日井市美濃町二丁目九八番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	CRHAM スターハム	株式会社竹屋	一〇〇〇七八
株式会社竹屋 代表取締役 竹内正博 愛知県春日井市美濃町二丁目九八番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	CRHAM スターハム	株式会社竹屋	一〇〇〇九二

株式会社アリストクライトテ クノロジーズ 代表取締役 加茂隆書 東京都世田谷区新町二丁目二 五番一六号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ダブル エイス	株式会社 アリスト クライト テクノロ ジーズ	一四〇二七一
アイジーテイージャパン株式 会社 代表取締役 スコツト ・ウインゼラー 東京都港区愛宕一丁目三番四 号愛宕東洋ビル七階	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ショウ ウゲ	アイジー テイージャ パン株式 会社	一四〇二五〇
アイジーテイージャパン株式 会社 代表取締役 スコツト ・ウインゼラー 東京都港区愛宕一丁目三番四 号愛宕東洋ビル七階	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	スピ ンラ	アイジー テイージャ パン株式 会社	一四〇二六三
アルゼ株式会社 代表取締役 岡田和生 東京都江東区有明三丁目一番 地二五	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ラッ シスト	アルゼ株 式会社	一四〇二四五
アルゼ株式会社 代表取締役 岡田和生 東京都江東区有明三丁目一番 地二五	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ヘラク レ	アルゼ株 式会社	一四〇二七〇
株式会社メイシー販売 代表 取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目 一三番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	クレ イジ ン	株式会 社メイ シー	一四〇二五七
株式会社メイシー販売 代表 取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目 一三番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	オオ バク	株式会 社メイ シー	一四〇二五八
株式会社エレコ 代表取締役 小森富美雄 東京都江東区有明三丁目一番 地二五	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ズギ ュー	株式会 社エ レコ	一四〇二四四
株式会社三共 代表取締役 群島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物	CRフ ィールド P	株式会 社三 共	一〇〇二九一

株式会社ダイドー 代表取締役 寶田久治 東京都渋谷区東二丁目二三番 三号	回胴式遊技機 規則第六条第 五号(別表第 五)	バカトノ 株式会社 ダイドー	一四〇二一六
株式会社ダイドー 代表取締役 寶田久治 東京都渋谷区東二丁目二三番 三号	回胴式遊技機 規則第六条第 五号(別表第 五)	ジハンナオ 株式会社 ダイドー	一四〇一六五
株式会社ダイドー 代表取締役 寶田久治 東京都渋谷区東二丁目二三番 三号	回胴式遊技機 規則第六条第 五号(別表第 五)	ワイルド アットシ ティ 株式会社 ダイドー	〇四〇五四九
株式会社エマ 代表取締役 赤松泰治 兵庫県伊丹市北伊丹九丁目八 〇番地の四	回胴式遊技機 規則第六条第 五号(別表第 五)	チェリー トラベル 株式会社 エマ	一四〇二〇五
テクノコーシン株式会社 代 表取締役 河田節子 東京都台東区台東三丁目六番 一三三号	回胴式遊技機 規則第六条第 五号(別表第 五)	キワメ テクノコ ーシン株 式会社	一四〇二七二

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番